

シルバーくらしの手引き



新居浜市地域包括支援センター
令和2年10月1日作成

* この一覧は概要をまとめたものであり、
詳細は担当課にておたずね下さい。



もくじ



生活の介護 【P 3~4】

食事 【P 5】

入浴 【P 6】

ごみ捨て 【P 7】

泊まる 【P 8】

暮らす 【P 9~12】

住宅改修 【P 13】

生活用具 【P 14~15】

認知症対応 【P 16~17】

治療・看護・リハビリ 【P 18~19】

介護保険利用支援 【P 20~21】

見守り 【P 22】

介護者支援 【P 23~24】

介護予防 【P 25~26】

安心・安全 【P 27】

趣味・生きがい 【P 28~31】

社会参加 【P 32~33】

医療 【P 34~35】

健康診査 【P 36~37】

保健指導 【P 38】

健康教室 【P 39】

交通の助成・サービス等 【P 40~42】

運転に関する助成・サービス等
【P 43~45】

生活資金・その他扶助減免
【P 46~47】

権利擁護 【P 48】

死亡 【P 49】

相談 【P 50~52】

生活の介護

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・調理・洗濯などの生活に必要なことをお手伝いします。

対象者：要支援・要介護認定者、事業対象者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護です。

対象者：要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

窓 口

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。

*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。

介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

生活の介護

通所介護(デイサービス)

日帰りで、施設にて食事や入浴などの日常生活のお世話などを行います。

対象者：要支援・要介護認定者、事業対象者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割
(別途食費、日常生活費等自己負担あり)

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、身のまわりのお手伝いをします。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割
(別途宿泊費、食費、日常生活費等自己負担あり)

窓 口

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。

*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。

介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

食 事



食生活改善推進協議会地区組織活動

食育や健康づくりのための講習会および栄養実習を行います。

対象者：市民一般

参加料・実施日：窓口までお問い合わせ下さい

窓 口
保健センター
☎ 35-1070

入浴

訪問入浴介護

家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴のお手伝いをします。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

窓 □

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。
*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。
介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

シニア交流センターの浴室開放

市内のシニア交流センターで入浴
できます。

対象者：65歳以上の市民

利用料：無料

提供日：月・水・金

13:00~15:30

※提供日時は変更になる場合があります。

窓 □

シニア交流センター

上部 ☎ 43-6338

川西 ☎ 33-5685

川東 ☎ 32-2134

別子温泉～天空の湯～

別子温泉～天空の湯～の利用料金を
減額します。

対象者：65歳以上の高齢者

利用料：400円

※回数券（10枚綴り）3,240円

窓 □

マイントピア別子

☎ 43-1801

ごみ捨て



家庭ごみ「ふれあい収集」事業

ごみステーションへの家庭ごみの持ち出しが難しい方に、個別にて家庭ごみの収集を行います。

対象者：要支援・要介護認定・事業
対象者・各種障害手帳を所持されている方

利用料：無料

提供日：居住地域によって、指定曜日があります

大型ごみ収集

大型ごみの戸別収集を行います。

対象者：市民一般

利用料：無料

*予約が必要です。

予約専用番号 ☎ 31-5300

窓 □
ごみ減量課
☎ 65-1252

泊まる

短期入所生活・療養介護(ショートステイ)

福祉施設や医療機関で、短期間日常生活のお世話をします。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割
(別途食費、滞在費、日常生活費等の自己負担あり)

窓 □

- *介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。
 - *介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。
- 介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

高齢者ショートステイ事業 (養護老人ホームでの短期入所)

家族の病気や入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者の養護ができない場合に、短期入所して日常生活上のサービスを受けます。

対象者：65歳以上の高齢者で、要介護の認定が自立判定の方

利用料：光熱水費実費負担 1日350円
食材料費実費負担 1日1,050円

利用は、原則として7日間以内
(但し申請にて年間30日を限度として延長可)

窓 □

介護福祉課
☎ 65-1241

暮らす



特別養護老人ホーム

常時介護が必要な方が入所して、日常生活の支援を受けます。

対象者：原則要介護3以上の方

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

(別途食費、居住費、日常生活費等の自己負担あり)



地域密着型介護老人福祉施設

日常生活上のお世話や機能訓練などの介護サービスを受けます。

対象者：原則要介護3以上の方

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

(別途食費、居住費、日常生活費等の自己負担あり)

窓 □
(お問い合わせはこちらに)

介護福祉課
☎ 65-1241

* 申し込みや詳細は直接各施設へお問い合わせ下さい。

暮らす

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が介護や機能訓練などの支援を受けます。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割
(別途食費、居住費、日常生活費等の自己負担あり)

窓 □

- *介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。
 - *介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。
- 介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

*申し込みや詳細は直接各施設へお問い合わせ下さい。

市営住宅

対象者：市民一般（所得の制限などがあります）

利用料：入居者本人の収入や世帯状況に応じて

窓 □

建築住宅課

☎ 65-1277

暮らす

軽費老人ホーム(A型)

60歳以上の高齢者が、低額な料金で入所する施設です。

対象者：60歳以上で自宅において生活することが困難な方

利用料：本人の収入に応じて

宝寿園

新居浜市荷内町2-21

☎ 46-2080

軽費老人ホーム(ケアハウス)

60歳以上の高齢者が、低額な料金で入所する施設です。

対象者：60歳以上で自宅において生活することが困難な方

利用料：本人の収入に応じて

ファミリア	船木甲2216-29	☎ 40-2001
-------	------------	-----------

白寿	清住町1-37	☎ 46-5252
----	---------	-----------

夢テラス	西の土居町2-8-12	☎ 33-4477
------	-------------	-----------

プラチナガーデン	一宮町2-6-72	☎ 31-3377
----------	-----------	-----------

*申し込みや詳細は直接各施設へお問い合わせ下さい。

暮らす

養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由により、自宅で生活することが困難な65歳以上の方が入所する施設です。

利用料：本人の収入や扶養義務者の市民税及び所得税額に応じて

慈光園

新居浜市西の土居町1-6-20

☎ 32-4325

窓口
(お問い合わせはこちらに)

介護福祉課



サービス付き高齢者住宅

対象者：60歳以上で介護の必要がない、比較的元気な高齢者の方。

有料老人ホーム

対象者：60歳以上で自立から要介護5までの高齢者の方。ただし、自立型、介護専用型、混合型で入居要件が異なります。

*申し込みや詳細は直接各施設へお問い合わせ下さい。

住宅改修

住宅改修費支給

小規模な住宅改修を行った場合、かかった費用（上限20万円）の7割から9割分を支給します。

対象者：要支援・要介護認定者

⑨事前申請が必要です。市の確認を受けない工事は、介護保険の対象となりません。

窓 □

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。

*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。

介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

居宅生活動作補助用具(住宅改修)

20万円を限度に住宅の段差解消や手すりの設置などを行います。

対象者：身体障がい者で、等級によります

：難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある方

利用料：課税世帯は1割負担、非課税世帯は無料

*介護保険が優先されます。

窓 □

地域福祉課

☎ 65-1237

生活用具

福祉用具貸与

日常の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

特定福祉用具販売

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入し、その購入費の7割から9割分を支給します。

（支給上限年度額10万円）

対象者：要支援・要介護認定者

窓 □

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。

*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。

介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

車椅子の貸し出し

一時的に車椅子を貸し出します。

対象者：市民一般

利用料：無料（原則3ヶ月間まで）

窓 □

新居浜市社会福祉協議会

地域福祉課

☎ 32-8129

障がい者福祉センター

☎ 33-3341

生活用具



日常生活用具

日常生活がより円滑に行われるために日常生活用具を給付します。

対象者：障がい部位の手帳を持っている方及び難病等の方

利用料：基準額の1割負担（非課税世帯は無料）

***介護保険が優先されます。**



補装具の給付・修理

視覚障害者安全つえ、補聴器、下肢装具などの給付・修理を行います。

対象者：障がい部位の手帳を持っている方及び難病等の方

利用料：基準額の1割負担（非課税世帯は無料）

***介護保険が優先されます。**

窓 □
地域福祉課
☎ 65-1237

認知症対応

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が介護を受けながら、共同生活を行います。

対象者：要支援2・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

(別途食費、居住費、日常生活費等の自己負担あり)

認知症対応型通所介護

認知症の方に専門的なケアを提供する通いの施設です。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

(別途食費、居住費、日常生活費等の自己負担あり)

窓 □

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。

*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。

介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

認知症対応



認知症サポーター養成講座

認知症は、誰もがなりうる病気です。認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、一人ひとりが認知症について正しく知り、見守りあう地域を目指していきましょう。

対象者：市民一般

利用料：無料

*講座をご希望の方は窓口までお問い合わせ下さい。



認知症高齢者見守りSOSネットワーク

- ①認知症の人が徘徊により行方不明になった場合、警察と連携し、協力機関や協力者のネットワークにより、捜索協力を行います。
- ②認知症により行方不明の可能性のある人は事前登録ができます。

対象者：市民一般

窓 □
地域包括支援センター
☎ 65-1245

治療 看護 リハビリ

訪問看護

自宅療養中に看護師が訪問し、療養上のお世話などを行います。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導などを行います。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする方の医療施設です。

対象者：要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

(別途食費、居住費、日常生活費等の自己負担あり)

通所リハビリテーション(デイケア)

食事や入浴などの日常生活のリハビリを日帰りで行います。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

(別途食費、日常生活費等の自己負担あり)

窓 口

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。

*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。

介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

治療 看護 リハビリ



訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割

介護老人保健施設

病状が安定している方の在宅復帰ができるようにリハビリテーションを中心としたケアを行います。

対象者：要介護認定者

利用料：原則、介護サービス費の1割から3割
(別途食費、居住費、日常生活費等の自己負担あり)

窓 口

- *介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。
- *介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。
介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245



在宅歯科医療

高齢や病気などで歯科医院へ通うことができない方に、在宅歯科診療、口腔ケア指導等を紹介します。

対象者：高齢や病気などで歯科医院へ通うことができない方

利用料：治療費（交通費が実費必要な場合あり）

申込み先

在宅歯科医療連携室（新居浜市歯科医師会）
TEL・FAX 40-9900

介護保険利用支援

介護保険制度に関する相談・窓口

介護保険制度についての相談や手続きを行います。

- 対象者：① 65歳以上の方
② 40歳以上の特定疾患患者で、健康保険に加入されている方

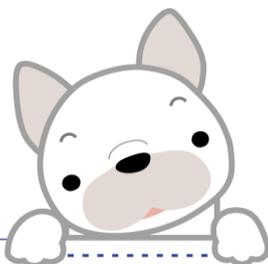
提供日：平日 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

窓 口
介護福祉課

☎ 65-1241

地域包括支援センター

☎ 65-1245



地域包括支援センターも
相談・申請代行などを行います

介護保険利用支援

居宅介護支援

適切な介護サービスなどが受けられるように、ケアマネジャーが事業者、施設などの連絡調整を行います。

対象者：要支援・要介護認定者

利用料：無料

窓 □

*介護保険サービスをご利用の方は担当のケアマネジャーにご相談下さい。

*介護保険サービスをこれから利用したい方は、次の課所にご相談下さい。

介護福祉課 ☎65-1241 地域包括支援センター ☎65-1245

高額介護サービス費等支給

介護保険のサービス費が高額な場合、申請により一定基準を超えた分が支給されます。

対象者：要支援・要介護認定者
(対象者に申請書が送付されます)

高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の自己負担を年間で合算し、一定の基準額を超えた分を支給します。

対象者：要支援・要介護認定者
(申請が必要です)

特定入所者介護サービス費

申請により、低所得の利用者に対して、居住費・食費について一定の限度額を越えた分が給付されます。

対象者：介護保険の施設サービスを利用している方
(本人の収入基準によります)

窓 □

介護福祉課

☎ 65-1241

見守り

高齢者福祉電話貸与事業

65歳以上の一人暮らしの方に対し、日常生活が便利になるように福祉電話を貸し出します。

対象者：市民税非課税の方

利用料：通話料のみ自己負担
設置工事料金・撤去工事
料金及び基本料金は市が
負担

緊急通報体制整備事業

安否の確認が必要と認められる
65歳以上の一人暮らしの方に、
緊急通報装置を設置します。

利用料：月額 418円
(機器レンタル料)

*初回と2年に1度の定期点検時、
電池代2,860円が必要です。
*緊急通報先に市内に2名以上の
協力者が必要です。

窓 □
介護福祉課
☎ 65-1241

見守り推進員活動事業

地域の見守り推進員が一人暮らし
の方の安否確認や状況把握等を行
います。

対象者：安否確認が必要な70歳
以上の一人暮らしの方

窓 □
新居浜市社会福祉協議会
☎ 32-8129

介護福祉課
☎ 65-1241

民生児童委員

地域で必要に応じて住民の生活状態
を把握し、生活上の問題の相談に応
じ、助言や情報の提供を行います。

対象者：市民一般

窓 □
地域福祉課
☎ 65-1237

介護者支援



介護者慰労金支給事業

中重度の介護を要する高齢者の方を、在宅で介護している方に慰労金を支給します。

(10月・4月の年2回)

対象者：中重度の介護を要する高齢者を在宅で介護している方で、
高齢者、介護者ともに市民税非課税世帯の方

*判定基準は医師の判断になりますので、窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口
介護福祉課
☎ 65-1241

介護者支援



紙おむつ支給事業

中重度の介護を要する高齢者の方を、在宅で介護している方に紙おむつを現物支給します。（所得要件あり）

（9月・3月の年2回）

利用料：無料



理美容サービス事業

中重度の介護を要する高齢者の方を、在宅で介護している介護者に訪問理美容利用券を送付します。（所得要件あり）

利用料：無料

*判定基準は医師の判断になりますので、窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口
介護福祉課
☎ 65-1241

介護予防

シニア交流センター機能回復訓練室の開放

市内のシニア交流センターで機能回復訓練室を開放します。
(ローラーベッド、ヘルストロン、マッサージチェア等)

対象者：60歳以上の市民

利用料：無料

窓 口
シニア交流センター

上部 ☎ 43-6338

川西 ☎ 33-5685

川東 ☎ 32-2134

介護予防

一般高齢者介護予防教室(複合プログラム)

自宅でできる体操や栄養バランスのよい食事、お口の健康、認知症予防、高齢期に知っておきたい情報などについて仲間と一緒に学べる教室を開催します。

対象者：65歳以上の方

利用料：無料

健康長寿地域拠点づくり事業

自治会館などの通いの場（拠点）に週1回集まって、PPK体操（にいはま元気体操介護予防編）を含めた介護予防や健康づくり、仲間づくりを実施します。

対象者：概ね65歳以上の方（開設している自治会館についてはお問い合わせください。）

利用料：無料

シルバーボランティア推進事業

介護施設などでボランティア活動を行い、ポイントを貯め、そのポイントを交付金などと交換します。

対象者：65歳以上で要介護・要支援・事業対象者以外の方

窓 □
地域包括支援センター
☎ 65-1245

安心・安全

家具転倒防止等推進事業

住居の家具の固定及びガラス飛散防止フィルムの施行を行います。

- 対象者：①65歳以上の方 ②要支援又は要介護認定を受けている方
③身体障がい者（1・2級）の方 ④療育手帳所持者
⑤精神障害者保健福祉手帳所持者
※①～⑤いずれかに該当する者のみの世帯

利用料：負担器具等の代金は利用者負担（施工費用は市負担）

災害時要援護者登録

災害時に、地域の方から避難支援を受けたい方を登録し、避難支援や安否確認に活用します。

- 対象者：①75歳以上の高齢者のみの世帯
②身体障がい者1～2級の方
③知的障がい療育A級の方
④要介護度3以上の方

利用料：無料

窓 □
危機管理課
☎ 65-1282

救急医療情報キット

「かかりつけ医」の医療情報や「診察券（写）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくものです。

- 対象者：①65歳以上の独居高齢者②身体障がい者（1・2級）で独居の方
③聴覚障がい者 ④75歳以上の高齢者世帯
⑤健康上の不安を抱いている者がいる世帯

利用料：無料

窓 □
消防本部 総務警防課
☎ 34-0119

趣味 生きがい



ふれあいきいきサロン

高齢者の憩いの場として、手芸・レクリエーション・調理などを行います。

対象者：市民一般（地域によっては会員のみ）

利用料：活動内容によっては自己負担があります

窓 □
新居浜市社会福祉協議会
地域福祉課
☎ 32-8129



サークル

高齢者向けの各種サークル活動を行います。

対象者：概ね60歳以上の市民

利用料：活動内容によっては
自己負担があります

窓 □
高齢者生きがい創造学園
☎ 44-4826

対象者：60歳以上の市民

利用料：活動内容によっては
自己負担があります

窓 □
シニア交流センター
上部 ☎ 43-6338
川西 ☎ 33-5685
川東 ☎ 32-2134

趣味 生きがい

ミニデイサービス

高齢者の生きがい作りや仲間作りの場として、教養講座やレクリエーションなどを行います。

対象者：60歳以上の市民（要登録）

利用料：活動内容によっては自己負担があります

提供日：上部（ほのぼのくらぶ） 第1水曜日
川東（おたっしゃクラブ） 第2水曜日
川西（スマイルくらぶ） 第3水曜日

窓 □
シニア交流センター
上部 ☎43-6338 川西 ☎33-5685 川東 ☎32-2134

講座

高齢者向けの各講座・教室活動を行います。

対象者：概ね60歳以上の市民

利用料：活動内容によっては自己負担があります

窓 □
高齢者生きがい創造学園
☎ 44-4826

高齢者顕彰事業

長寿者のお宅を訪問し、賞状及び記念品を贈呈して長寿を祝います。

対象者：満100歳・105歳の方、
市内最高齢の方

窓 □
介護福祉課
☎ 65-1241

趣味 生きがい

介護予防と健康増進のため、創作活動・軽体操・ゲームなどを行います。

対象者：60歳以上の市民

シニア交流センター上部
(楽レク・ふれあいデー)

☎ 43-6338

提供日：毎週木曜日
9：30～14：30



シニア交流センター川東
(お楽しみ教室)

☎ 32-2134

提供日：毎週火曜日
9：30～14：00

シニア交流センター川西
(わいわいレクデー)

☎ 33-5685

提供日：毎週火曜日
10：30～15：00



※時間、内容はお問い合わせください。

趣味 生きがい



フリーカラオケ

高齢者の生きがい作りや仲間作りの場としてフリーカラオケを行います。

対象者：60歳以上の市民

利用料：無料

※利用する際、事前にお問い合わせください。

窓 □

シニア交流センター

上部 ☎ 43-6338

川西 ☎ 33-5685

川東 ☎ 32-2134

社会参加

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚・言語機能に障がいのある方の社会参加を促進するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

対象者：聴覚障がい者など、手話通訳及び要約筆記を必要とする方

利用料：無料

窓 □

【市外派遣】

地域福祉課 ☎ 65-1237

【市内派遣】

障がい者福祉センター ☎ 33-3341

手話通訳者の設置

市役所内の申請、協議、依頼などの手続きを手話通訳者がお手伝いします。

対象者：手話通訳を必要とする方

利用料：無料

窓 □

地域福祉課

☎ 65-1237

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、社会参加のための外出時の移動を支援します。

対象者：障がい者等移動支援利用者証の交付を受けている方

利用料：無料

*障がい者等移動支援利用者証は、全身性障がいや身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特殊の疾病に該当する方で、申請が必要です。

社会参加

点字・声の市政だより

市政だよりの内容を、点訳またはテープ・CDに録音し、発送します。

対象者：視覚障がい者

利用料：無料

声の図書室

小説などを録音または点訳したテープ・CD・点訳本を貸し出します。

対象者：視覚障がい者

利用料：無料

窓 □
障がい者福祉センター
☎ 33-3341

点字郵便料金の免除

視覚障がいのある方が出す郵便物（点字のみ）の料金が免除されます。

対象者：視覚障がい者

利用料：無料

窓 □
各郵便局

医療

国民健康保険制度

国民健康保険制度が適用されます。

対象者：国民健康保険に
加入している方

利用料：69歳まで3割負担
70歳～74歳まで世帯の
状況に応じて2～3割負担

窓 □
国保課（国保）
☎ 65-1230

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度が適用されます。

対象者：75歳以上の方及び
65歳～74歳の一定の
障がいのある方

利用料：世帯の状況に応じて
1割または3割負担

窓 □
国保課（後期高齢者医療）
☎ 65-1170

高額療養費の支給

同一世帯で同じ月に払う医療費自
己負担分が高額になった時に、加
入保険より一部支払われます。

対象者：医療保険に加入している方

利用料：決められた自己負担額を
超えた分が払い戻されます

入院時の食事代標準負担額

入院時の食事代は、決められた負
担額以外は、広域連合が入院時食
事療養費として支給します。

対象者：医療保険に加入している方

利用料：所得により1食の料金が
決まります

窓 □
各医療制度の担当窓口

医療

自立支援医療(更生)

障がいを軽くしたり、機能回復のために、特定の病院で医療を受けられるように支援します。

対象者：身体障害者手帳を所持されている18歳以上の方で、対象医療行為該当者

利用料：自己負担 1割
(所得により限度額あります)

自立支援医療(精神通院)

精神的な病状で、継続的に通院医療を受けられるように支援します。

対象者：精神疾病(うつ病・てんかん・統合失調症・認知症など)で通院している方

利用料：自己負担 1割
(所得により限度額あります)

重度心身障がい者医療

重度の障がいのある方の医療費(自己負担分)を公費で負担します。

- 対象者：**
- ① 身体障害者手帳 1～2級
 - ② 療育手帳A級
 - ③ 身体障害者手帳 3～6級で、かつ療育手帳B級

窓 □
地域福祉課
☎ 65-1237

健康診査

特定健康診査

生活習慣病を予防することを目的に健康診査を行います。

対象者：40～74歳までの新居浜国民保険に加入されている方

利用料：個別健診 800円
集団健診 500円

後期高齢者健康診査

生活習慣病の予防、早期発見のため個別健康診査を行います。

対象者：後期高齢者医療被保険者（75歳以上の方及び、65～74歳で一定の障がいのある方）

利用料：無料
受診券が必要です。詳細は、国保課までお問合せください。

脳ドック検診費用助成

脳ドック検診の費用額に対する補助を行います。

対象者：新居浜国保加入者で74歳以下の方
（年度内に75歳になる方は対象外）

利用料：費用の3割自己負担

窓 口
国保課
☎ 65-1219

健康診査

成人歯周疾患健診

市内の委託歯科医療機関において、
歯科健診を実施します。

対象者：30～74歳の市民

※30歳：年度末年齢 74歳：健診年齢
(治療中の方は除きます)

利用料：無料

実施期間：7月～10月

1日人間ドック

脳卒中・心臓病・がんなど生活
習慣病の早期発見をするために、
諸検査を行います。

対象者：満30歳以上の市民

利用料：自己負担 11,000円

*医師会診療所 一日の人数に
限りがあります。予約制。

がん検診

がんの早期発見のために、大腸がん、胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、
前立腺がん等の各種がん検診を行います。

対象者：検診の種類によって年齢が異なります

利用料：検診の種類によっては自己負担額があります

*事前に予約が必要です。

窓 □
保健センター
☎ 35-1308

後期高齢者歯科口腔健康診査

加齢に伴う口腔機能低下を予防することを目的に行います。

対象者：後期高齢者医療保険加入者

利用料：無料

窓 □
愛媛県後期高齢者広域連合
☎ 089-911-7733

保健指導



特定保健指導

保健師・栄養士などがライフスタイルに合わせた生活習慣の改善をサポートします。

対象者：特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム等に該当した方

利用料：無料

窓 □
国保課
☎ 65-1219



健康手帳の交付

日頃の健康状態を記録し、健康を維持するための手帳を交付します。

対象者：市民一般

利用料：無料

※配布先：保健センター、国保課、各公民館、各支所

訪問指導

生活習慣病予防のために家庭を訪問し、生活改善を支援します。

対象者：市民一般

利用料：無料

健康相談

保健師・栄養士・歯科衛生士が相談に応じます。

対象者：市民一般

利用料：無料

*事前に予約が必要です。

窓 □
保健センター
☎ 35-1070

健康教室

健康体操

健康維持を目的とした体操を行います。

対象者：60歳以上の市民

利用料：無料

提供日：月～土
9：00～10：00

※人数制限があります。

窓 □

シニア交流センター
上部 ☎ 43-6338
川西 ☎ 33-5685
川東 ☎ 32-2134

健康づくり教室

生活習慣病予防などの健康講座を開催します。

対象者：市民一般

利用料：無料

健康都市づくり推進事業

ウォーキングマップの配布を行っています。

にはま元気体操のCD、DVDの配布をしています。

対象者：市民一般

利用料：無料

窓 □
保健センター
☎ 35-1070

交通の助成 サービス等

旅客運賃の割引

鉄道・バス・航空・タクシー・旅客船など、各種運賃の割引があります。

対象者：身体障害者手帳・療育手帳を所持されている方

利用料：詳細は各会社までお問い合わせ下さい

窓 □
各会社

別子山地域バス利用料の減免

普通利用料が半額免除になります。

対象者：各種障害者手帳を所持されている方と、その介護者が半額（乗務員に手帳の提示が必要です）

*回数券購入

新居浜市役所 運輸観光課

☎ 65-1261

窓 □
別子山支所
☎ 64-2011

交通安全教室

交通安全意識とルールやマナーの向上のため、対象に応じた教室を実施します。

対象者：市民一般

利用料：無料

窓 □
危機管理課
☎ 65-1282

大島・黒島渡海船料の減免

旅客及び車両使用料が半額免除になります。

対象者：各障害者手帳を所持されている方と、その介護者が半額（乗務員に手帳の提示が必要です）

窓 □
運輸観光課
☎ 65-1261

交通の助成 サービス等



地域福祉バス

〈団体利用〉

福祉関係機関、福祉団体等の研修を中心として運行します。

対象者：登録団体
(事前に登録が必要です)

利用料：市内は無料
市外・高速料金は負担あり

〈定期コース〉

シニア交流センターを利用するときに利用できます。

対象者：シニア交流センター利用者

火曜日：川東・川西
木曜日：上部
水曜日：ミニデイサービス

窓 □
新居浜市社会福祉協議会
地域福祉課
☎ 32-8129



デマンドタクシー

利用者の呼び出しに応じて、タクシーが自宅から運行エリア内の目的地まで同じ時間帯の利用を希望した方と乗り合いで送迎します。

対象者：下記地域にお住まいで既存のバス停留所から直線距離300mを超える方
川東地区
上部地区 (別子山地区を除く)

利用料：片道1回 500円
(障がいのある方は半額。その他小学生以下には割引あり)

*利用には事前の登録申請や予約が必要です。
利用目的等の条件がありますので
詳細は担当課までお問い合わせ下さい。

窓 □
運輸観光課
☎ 65-1261

交通の助成 サービス等



タクシー利用助成

在宅の重度障害者へタクシー利用料金の一部を助成します。

対象者：身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A級、精神障害者
保健福祉手帳1級を所持されている方

助成内容：1枚250円の助成券を1カ月分4枚として、申請した
月分から交付

窓 □
地域福祉課
☎ 65-1237

運転に関する助成 サービス等

自動車税の減免

4月1日の時点で障がい者本人名義の自動車で、障がい者本人または生計同一者が運転し、専ら障がい者のために利用されていると認められる場合に減免されます。

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
(手帳に記載している内容や運転の状況などの基準あり)

*障がいの程度による基準がありますので、申請の基準の相談は地域福祉課までお問い合わせ下さい。

地域福祉課 ☎ 65-1237

窓 □

《軽自動車》

市民税課 ☎ 65-1224

《普通自動車》

東予地方局 ☎ 56-1300

自動車運転免許取得助成

免許の取得に要した費用の2分の1以内(限度額10万円)が助成されます。

対象者：身体障害者手帳を所持されている方

自動車改造費助成

改造に要した費用(限度額10万円)が助成されます。

対象者：上肢・下肢または体幹機能障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けており、社会就労等参加のために自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とする方

窓 □

地域福祉課

☎ 65-1237

運転に関する助成 サービス等

有料道路通行料の割引

身体障害者手帳または療育手帳の提示により、有料道路の5割が割引されます。

対象者：手帳・等級により異なります

利用料：詳細は各道路会社へお問い合わせ下さい

- *ETC割引適用
- *障がい者1人につき1台が対象
- *営業用自動車非該当
- *車両の事前登録が必要

窓 □
地域福祉課
☎ 65-1237

運転免許自主返納支援制度

高齢者が運転免許を自主的に返納し証明書が交付されると、商店などの割引支援が受けられます。

対象者：免許証の有効期限が切れていない人で、自ら運転免許証の取消を申請された方

利用料：無料（申請手数料1,100円と簡易書留代を新居浜市が助成）

窓 □
新居浜警察署 交通課
☎ 35-0110
危機管理課

運転に関する助成 サービス等

駐車禁止除外車両の指定

障がい者本人が乗車している場合など現に使用中の車両駐車禁止除外対象になります。

対象者：各障害手帳の一定基準以上を所持される方

*申請が必要です。

窓 □
新居浜警察署交通課
☎ 35-0110

パーキングパーミット制度

利用者証の交付を受けた方が身体障害者等用の駐車場を利用できます。

対象者：身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方
要介護認定者、難病患者、妊産婦、けが人などの方

*事前に申請が必要です。

窓 □
地域福祉課
☎ 65-1237
愛媛県障がい福祉課
☎ 089-912-2423

生活資金 その他扶助 減免

生活福祉資金貸付事業

貸金の貸付と民生委員による支援が一体となって、低所得者などの自立を促進する制度です。

対象者：低所得者・障がい者世帯・高齢者世帯

貸付利子：条件により無利子

窓 □
新居浜市社会福祉協議会
権利擁護課
☎ 47-4976

所得税・住民税の障害者控除

障がい者本人または障がい者を扶養する方に対して、所得税や住民税の障がい者控除が適用されます。

対象者：障がい者本人または控除対象配偶者、および扶養家族に障がい者がいる方

窓 □
《所得税》新居浜税務署
☎ 33-4145
《住民税》市民税課
☎ 65-1224

生活保護

国が経済的に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障する制度です。

対象者：生活に困窮している国民

利用料：最低生活に足りない分について支給されます

窓 □
生活福祉課
☎ 65-1240

NHK放送受信料の免除・減免

受信料の全額、または半額免除されます。

対象者：細かな規定がありますので、窓口までお問い合わせ下さい

窓 □
地域福祉課
☎ 65-1237

生活資金 その他扶助 減免

ケーブルテレビ月額利用料免除

テレビ1台目のコンバーター月額利用料のうち、1,000円が免除されます。

対象者：視覚障がい・聴覚障がいの1～2級の方が世帯主で契約者の場合

特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に月額27,350円支給されます。

対象者：著しく重度の障がい重複している、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅で生活している20歳以上の方

心身障害者扶養共済制度

障がい者の保護者が生存中に保険料を納付し、保護者死亡または重度障害になった場合に障がい者に終身年金が支給されます。

対象者：障がい者の保護者

利用料：保護者の年齢や課税状況に応じて

窓 口
地域福祉課
☎ 65-1237

権利擁護

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的な金銭管理のサービス
- ③ 書類等のお預かり

対象者：福祉サービスの契約を行う事が不安な高齢者や障がい者の方

利用料：1時間まで1,000円

(1時間を超える場合は30分ごとに500円加算)

生活保護の方は無料

窓 □
新居浜市社会福祉協議会
権利擁護課
☎ 47-4976

成年後見制度利用支援事業

審判申立てに要する費用と後見人の報酬への助成など、本人に代わって成年後見申立手続きを行います。

対象者：身寄りのない一人暮らしの認知症高齢者など

*本人の資産保有状況による助成制度です。

窓 □
介護福祉課
☎ 65-1241

死亡

公営葬儀

祭壇の飾付け、仏・神具及び葬祭用品の供与、霊きゅう車の運行を行います。

対象者：市民一般

利用料：大人87,680円より

窓 □
環境保全課
☎ 65-1512

葬祭費の支給

被保険者が亡くなった時、葬儀を行った方に対して、2万円が支給されます。

対象者：市民一般

窓 □
国保課
☎ 65-1230（国保）
☎ 65-1170（後期）

おくやみコーナー

死亡届を出されたあとに市役所で必要となる諸手続きについて案内します。

対象者：市民一般

窓 □
市民課
☎ 65-1232

相談窓口一覧



相談名	相談内容	日時	問い合わせ
市民相談	遺産相続、夫婦関係など日常生活での悩み事や問題の相談に応じます	月～水、金 (祝日を除く) 8:30～17:15	市役所2階 市民相談 ☎ 65-1204
消費生活相談	契約に関するトラブルや多重債務など消費生活全般の相談に応じます	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15	市役所2階 消費生活センター ☎ 65-1206
消費生活法律相談	多重債務をはじめとした消費生活関連のトラブルについて弁護士や司法書士が相談に応じます	要予約	市役所2階 消費生活センター ☎ 65-1206
行政相談	官公庁に関する意見や要望について相談に応じます	指定日	市役所2階 市民相談 ☎ 65-1204
法律相談	法律に関する問題について弁護士が相談に応じます	要予約	市役所2階 市民相談 ☎ 65-1204
法律相談	法的トラブルについての相談に応じます	平日 9:00～17:00	☎ 050-3383-5580 法テラス 愛媛
くらしの総合相談 支援窓口	日常の悩みごとの他、借金、失業、子育て、介護などの相談に応じます。	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15	☎ 32-8129 総合福祉センター
登記・遺言・土地 家屋調査相談	司法書士、土地家屋調査士、公証人が相談に応じます	指定日	☎ 32-8129 総合福祉センター
社会保険相談	年金の手続きなどについて社会労務士が相談に応じます	指定日	☎ 32-8129 総合福祉センター
精神障がい者 家族相談	精神に何らかの障がいがある人の家族からの相談に応じます	指定日	☎ 32-8129 総合福祉センター
難病医療相談	難病の患者やその家族の福祉サービスの相談に応じます	要予約	☎ 56-1300 西条保健所
人権相談	人権に対する悩み事の相談に応じます	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15	☎ 56-0188 松山地方法務局西条支所
こころの相談	こころの問題などについて医師や保健師が相談に応じます	要予約	☎ 56-1300 西条保健所
宅地・建物取引相談	不動産についての相談に応じます	第3水曜日 10:00～16:00	☎ 34-8424 宅建協会
酒害相談	アルコール依存やお酒に関するトラブルで悩んでいる本人や家族の相談に応じます	指定日	☎ 33-2180 市民文化センター

相談名	相談内容	日時	問い合わせ
特別暴力相談	暴力団からの不当な要求や嫌がらせについての相談を受けます	毎月第2木曜日 13:00~15:00	(公財)愛媛県暴力 追放推進センター ☎ 089-932-8930
犯罪被害者相談	犯罪の被害にあった時の警察にかかわる相談を受けます	24時間受付	警察総合相談電話 ☎ 089-931-9110
	犯罪や交通事故などの被害者や家族に対して電話を通じて精神面から支援します	火~土 10:00~16:00 (祝日/年末年始の休日を除く)	公益社団法人 被害者支援センターえひめ ☎ 089-905-0150
交通事故相談	交通事故による被害者やその家族の損害賠償の相談に応じます(要予約)	『相談員対応』 9:00~16:00 (土日祝を除く)	愛媛県交通事故相談所 ☎ 089-941-2111 (内線5586)
		『弁護士相談』 原則、第1・3金曜日 13:00~14:00	
婦人相談	女性の悩みや家庭内の子育ての悩みなどに応じます	月~金 (祝日を除く) 8:30~17:15	子育て支援課 ☎ 65-1242
女性の職業生活 家庭生活相談	職業生活・家庭生活の相談に応じます	毎週土曜日 13:00~17:00	ウイメンズプラザ ☎ 37-1116(相談専用) 予約受付 男女共同参画課 ☎ 65-1233
DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者相談	DVの被害に関する相談に応じます	月~金 (祝日を除く) 8:30~17:15	新居浜市配偶者 暴力支援センター ☎ 65-1480
DV相談	DVの被害に関する相談に応じます	毎週火曜日 (祝日を除く) 13:00~17:00	NPO法人 新居浜ほっとネット ☎ 080-1996-3609
障がい者(児)相談支援	在宅で生活している障がい者やその家族の方からの相談や必要な福祉サービスが受けられるように相談に応じます	月~金 8:30~17:15	(身体)新居浜市社会福祉協議会 相談支援事業所 ☎ 37-0702
		月~金 9:00~17:30 土 9:00~13:00	(身体)障がい者生活支援 センターあゆみ苑 ☎ 33-4655
		月~金 8:30~17:15	(知的・障がい児)生活支援 センターわかば ☎ 41-4881
		月~金 8:30~17:00	(精神)指定相談支援事業所 まごころの会 ☎ 47-6682
		月~金 8:30~17:15	(知的)支援センターくすのき ☎ 41-6361
		月~金 8:30~17:00	(精神)相談支援委託事業所 どんでんどん ☎ 40-8716
障がい者虐待相談	障がい者の虐待に関する通報や届出、支援などの相談に応じます	24時間受付	新居浜市障がい者 虐待防止センター (まさき育成園) ☎ 41-6191

相談名	相談内容	日時	問い合わせ
愛媛いのちの電話	生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できず悩んでいる方の相談に応じます	毎月1～10日 12:00～翌日6:00 11日以降は 12:00～22:00	愛媛いのちの電話 ☎ 089-958-1111
介護に関する相談	高齢者とその家族の心配ごとや悩みごとについて相談に応じます	月～金 (祝日は除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	愛媛県高齢者相談センター ☎ 089-921-8789
中高年齢者 就労支援相談	中高年齢者の就労に関する相談に応じます	月～土 (祝日を除く) 9:00～18:00	eワーク愛媛 ☎ 47-4307
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人物と契約を結んでおく、任意後見制度について相談に応じます	新居浜公証役場 ☎ 35-3110	
成年後見制度	認知症、知的障がい及び精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々の生活や権利を譲るため、成年後見制度について相談に応じます	松山家庭裁判所西条支部 ☎ 56-0650	
		新居浜市社会福祉協議会 ☎ 47-4976	
		権利擁護センターばあとなあ愛媛 (愛媛県社会福祉士会事務局) ☎ 089-948-8031	
		(要予約)	リーガルサポート えひめ支部 ☎ 089-941-8065